中古車販売店で、50万円の車を現金取引で契約した。帰宅後、家族に反対されたため翌日、電話でキャンセルを申し出たが「契約は成立している。キャンセルなら解約料を支払って」と言われた。翌日の解約なのに納得できない。クーリングオフしたい。

(20歳代男性)

春を迎え、新生活のスタートにあたり自動車の購入、中でも中古車の申し込み直 後のキャンセルに関する相談が多く寄せられます。

まず前提として、自動者の購入契約に特定商取引法のクーリングオフは適用できません。ただし、業界団体の日本中古自動車販売協会連合会(中販連)は、契約の成立日について「自動車注文書標準約款」で自主基準を設けています。

現金取引の場合は①自動車登録をした日②修理や改造などに着手した日③自動車の引き渡しがなされた日の中で早い日が、契約成立日とされます。

一方、クレジット販売では一般的に、信販会社への申し込みか、信販会社に承諾 通知をした日になります。

相談者が車を買おうとした販売店は、確かめると中販連に加盟し約款を採用していました。今回の場合、車の登録や引渡し前であり、契約に基づけば契約成立前になるため、解約料は発生しないと思われます。

ただし非加盟店や、独自に「注文書などに署名・捺印した時点で(契約が)成立 する」と定める販売店もあります。署名などの時点で契約が成立してしまい、キャ ンセル時に解約料がかかることもあるため注意が必要です。

自動車は高額な買い物です。申し込む前に注文書や契約書で契約成立の時期や解 約料などをまず確かめ、車の状態や保証期間、販売店のアフターサービスなども十 分に考慮した上で契約するようにしましょう。